

災害時における調査及び防災の連携・協力 に関する協定書

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印の上、各自その1通を所持する。

平成27年7月29日

宮城県（以下「甲」という。）と公益社団法人地盤工学会（以下「乙」という。）とは、地盤災害発生時における調査及び防災の連携・協力に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が包括的な連携の下に相互に協力し、地盤災害発生時の調査や地盤災害の減災及び防災対策に向けた取組を通して、災害対応力の強化や防災技術の向上に資することを目的とする。

（連携及び協力する事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、地盤災害に関する次の事項について連携及び協力を図るものとする。

- （1）地盤災害発生時の調査における技術的な助言や、社会資本の整備及び管理における技術的課題解決に関すること。
- （2）地域の防災力向上と技術者の技術力の向上及び育成に関すること。
- （3）その他、甲と乙が必要と認める事項。

（有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定の日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙のどちらからも申出がないときは、1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（経費の負担）

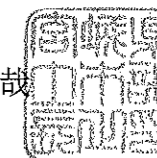
第4条 地盤災害発生時の調査における技術的な助言や社会資本の整備及び管理における技術的課題解決に関することに要する費用については、原則として乙が負担するものとする。

2 前項以外に要する費用については、甲と乙が協議して決めるものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲と乙が協議して決めるものとする。

甲 宮城県土木部長 遠藤 信哉



乙 宮城県仙台市青葉区本町2丁目5番1号
オーク仙台ビル3階
公益社団法人地盤工学会
東北支部 支部長 中村 晋

